



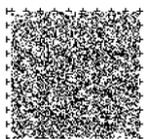
境町第4次障害者計画
境町第7期障害福祉計画
境町第3期障害児福祉計画



令和6年3月
境 町

～ 音声コードを印刷しています ～

本概要版は、視覚障害のある人のため、各ページの下部に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読み取り機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読みあげるものです。丸い切り込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。



計画策定にあたって

◇ 策定の趣旨と背景

境町では、「障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基本理念とし、平成30年3月に「境町第3次障害者計画」・「境町第5期障害福祉計画」・「境町第1期障害児福祉計画」、令和3年3月には「境町第6期障害福祉計画」・「境町第2期障害児福祉計画」（以下、「前計画」）を策定し、障がい福祉に係る施策を推進してきました。

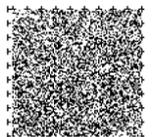
この度、令和6年3月で前計画の計画満了を迎えることに伴い、前計画の基本理念を引き継ぎ、令和6年度を初年度とする、「境町第4次障害者計画」「境町第7期障害福祉計画」「境町第3期障害児福祉計画」（以下、本計画）を策定しました。

◇ 法的位置づけ

	法的位置づけ	計画の役割
境町第4次障害者計画	障害者基本法第11条第3項による規定に基づく「市町村障害者計画」	障がい福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
境町第7期障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項による規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
境町第3期障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項による規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

◇ 計画の対象

この計画の対象とする障がいは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に基づき、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）・難病等で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある方を対象としています。

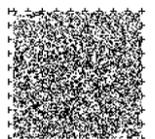
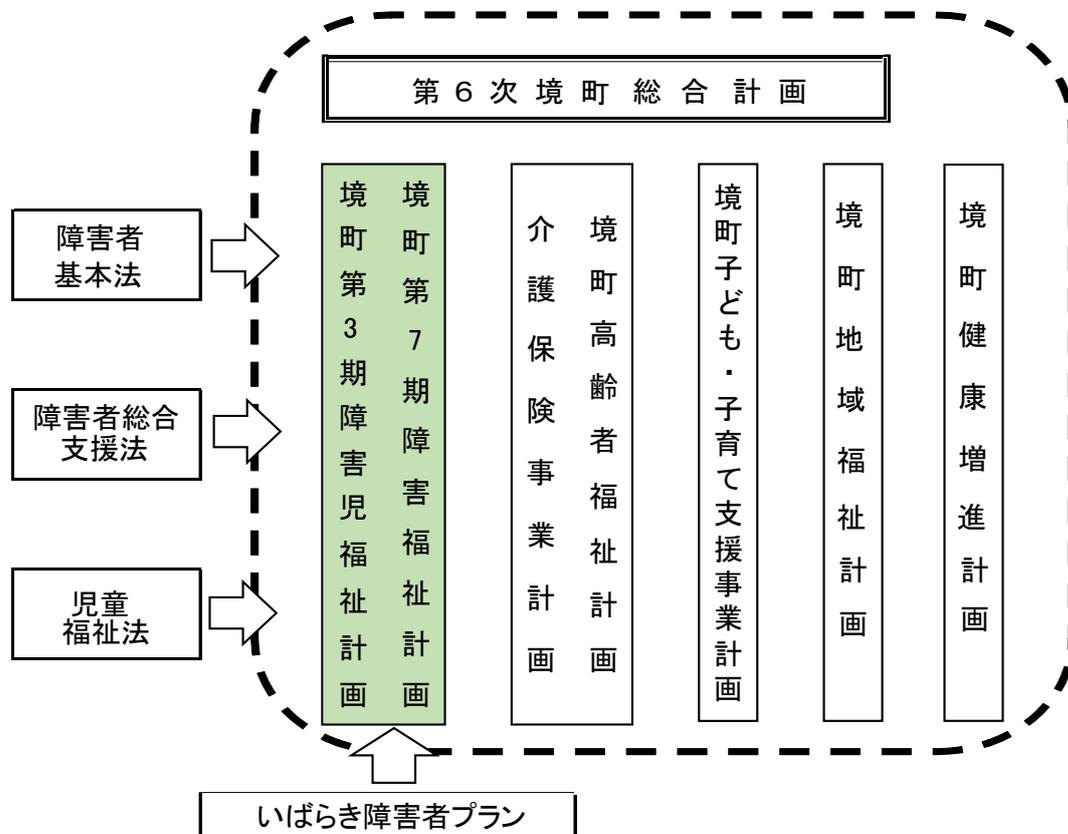


◇ 計画の期間

計画期間は、以下のとおり、障害者計画を6年とし、障害福祉計画・障害児福祉計画は3年として、見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画	第3次						第4次					
障害福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期					
障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期					

◇ 各種計画における位置づけ



第4次障害者計画

本計画の基本理念である「障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基に5つの基本指針を定め、障がい福祉施策を推進します。計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。

基本指針1：自立生活の支援の推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」を踏まえ、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

基本指針2：保健・医療の推進

妊産婦を対象とした保健指導や乳幼児を対象とした各種健診・育児相談を実施し、早期発見、早期療育のための関係機関と連携し、体制の充実に引き続き努めます。

基本指針3：雇用・就業・経済的自立の支援

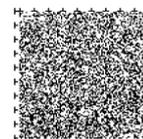
障がいのある人の経済的自立と社会参加を促進するため、障がい者雇用に向けた普及啓発・関係機関と連携した雇用の場の確保及び就労の定着を図ります。

基本指針4：安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して移動・活動できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境の充実に努め、豊かな地域生活を支援します。

基本指針5：差別解消・権利擁護の推進

障害者差別解消法の一層の浸透に向け、障がい者に対する差別的取扱い及び合理的配慮の提供の促進に努めます。町では、「境町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成31年4月に施行し、差別解消の取組みを行っています。



第7期障害者計画・第3期障害児福祉計画

◇ 計画の位置づけ

本町では、障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画、児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画を一体的に策定しました。計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

◇ 基本指針に基づく成果目標

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、国の基本指針に基づき、6つの成果目標を定め、障がい福祉施策を推進します。

成果目標1：施設入所者の地域生活の移行

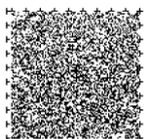
	目標値	考え方
地域移行者数	2人	令和4年度末の施設入所者数(37人)の6%を地域へ移行

成果目標2：精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

	目標値	考え方
協議の場の開催回数	1回/年	保健・医療・福祉関係者による協議の場

成果目標3：地域生活支援の充実

	目標値	考え方
地域生活拠点 設置目標	1箇所	障がいのある人の重度化・高齢化・親亡き後の地域支援体制の構築
強度行動障害を有する者への支援体制の有無	有	地域の関係機関と連携した支援体制の整備



成果目標4：福祉施設からの一般就労

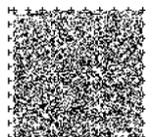
	目標値	考え方
令和8年度末までの一般就労移行者数	5人	福祉施設利用者のうち一般就労へ移行。令和3年度の1.28倍以上

成果目標5：障がい児支援の提供体制の整備等

	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8年度末までに設置
障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制	有	令和8年度末までの有無
医療的ケア児支援のための協議の場を設置	有	令和8年度末までの有無

成果目標6：相談支援体制の充実・強化

	目標値	考え方
専門的な相談支援の体制の充実・強化	有	令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置



◇ 令和6年度から令和8年度の障がい福祉サービス等の見込量

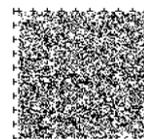
.....

■ 訪問系サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	延時間/月	515	518	521
	実人/月	14	15	15

■ 日中活動系サービス見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延人日/月	1516	1567	1621
	実人/月	74	77	80
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	14	14	14
	実人/月	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	17	17	17
	実人/月	1	1	1
就労選択支援	延人日/月	—	300	380
	実人/月	—	15	19
就労移行支援	延人日/月	90	90	90
	実人/月	4	4	5
就労定着支援	延人日/月	1	1	1
	実人/月	1	1	1
就労継続支援A型	延人日/月	529	635	762
	実人/月	26	31	38
就労継続支援B型	延人日/月	1203	1323	1456
	実人/月	60	66	73
療養介護	延人日/月	122	122	122
	実人/月	4	4	4
短期入所	延人日/月	70	70	70
	実人/月	8	8	8



■居住系サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	実人/月	39	39	39
共同生活援助	実人/月	57	66	77
自立生活援助	実人/月	1	1	1

■相談の見込量

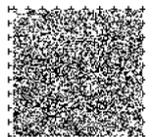
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	218	237	259
地域移行支援	実人/月	1	1	1
地域定着支援	実人/月	1	1	1

■障がい児福祉サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人/月	24	33	45
医療型児童発達支援	実人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	実人/月	59	65	72
保育所等訪問支援	実人/月	2	2	2

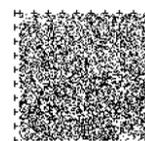
■相談の見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	95	112	131



■地域生活支援事業の見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
②基幹相談支援センター	実施箇所数	0	1	1
③住宅入居等支援事業	実施箇所数	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/年	5	5	5
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1
日常生活用具給付事業	件数/年	660	680	700
移動支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実人/年	2	2	2
地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2
日中一時支援事業	実施箇所数	9	9	9
	実人/年	30	30	35
生活サポート事業	実人/年	1	1	1
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数/年	1	1	1
身体障害者自動車改造費助成事業	件数/年	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人/年	2	3	3



< 概要版 >

境町第4次障害者計画

境町第7期障害福祉計画

境町第3期障害児福祉計画

発行：茨城県・境町

令和6年3月

問合せ：境町役場 福祉部 社会福祉課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1

TEL 0280-81-1305 FAX 0280-86-6020

E-mail hukusi@town.ibaraki-sakai.lg.jp

